

令和5年度 第3回地域包括ケア推進協議会 議事次第

日時：令和6年1月24日（水）17：30～18：30
場所：山形市役所 11階 大会議室

1 開会

2 協議

(1) 山形市地域包括支援センター運営方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)について

資料1 (P1)

(2) 令和6年度地域包括支援センターの運営について

資料2 (P7)

(3) 山形市ケアマネジメントに関する基本方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)について

資料3 (P11)

(4) 地域包括支援センター職員の短時間勤務制度の利用(案)について

資料4 (P15)

(5) センターの設置者が指定介護予防支援に係る業務の一部を委託することができる

指定居宅介護支援事業者の承認に関することについて

資料5 (P17)

参考資料5-1 (P19)

(6) 指定介護予防支援事業者の指定更新について

資料6 (P21)

3 報告

(1) 令和5年度地域包括支援センターの相談実績等について

資料7 (P25)

(2) 山形市地域ケア調整会議における協議内容について

資料8 (P29)

(3) 令和5年度生活支援体制整備事業の実施状況について

資料9 (P33)

(4) 山形市認知症医療ネットワークについて

資料10 (P37)

4 その他

・介護保険事業の実施状況について

その他資料 (P39)

5 閉会

地域包括ケア推進協議会協議会委員（任期 令和4年度から令和5年度まで）

	職名	氏名(ふりがな)
1	山形市社会福祉協議会 常務理事	高瀬 謙治 (たかせ けんじ)
2	山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長	田中 教仁 (たなか のりひと)
3	山形市民生委員児童委員連合会 副会長	長瀬 武久 (ながせ たけひさ)
4	山形市医師会 理事	高橋 邦之 (たかはし くにゆき)
5	山形市歯科医師会 副会長	池野 士功 (いけの しこう)
6	山形市薬剤師会 副会長	佐伯 和毅 (さえき かずき)
7	山形県看護協会 常任理事	菅野 弘美 (すがの ひろみ)
8	山形県老人福祉施設協議会 副会長	細谷 健一 (ほそや けんいち)
9	山形県介護支援専門員協会 副会長	丹野 克子 (たんの かつこ)
10	認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表	五十嵐 元徳 (いがらし もとのり)
11	山形県社会福祉士会 業務執行理事	柴田 邦昭 (しばた くにあき)
12	山形市老人クラブ連合会 会長	藤澤 瞳夫 (ふじさわ むつお)
13	山形市健康づくり運動普及推進協議会 副会長	松田 幸子 (まつだ さちこ)
14	富の中いきいき百歳体操 代表	滝口 明子 (たきぐち あきこ)
15	宮城学院女子大学教育学部教育学科 特任教授	熊坂 聰 (くまさか さとし)
16	山形大学医学部看護学科 非常勤講師	大竹 まり子 (おおたけ まりこ)

事務局（福祉推進部）

	職名	氏名
1	福祉推進部長	松浦 雄大

(長寿支援課)

	職名	氏名		職名	氏名
1	課長	阿部 伸也	2	課長補佐	佐藤 恵美子
3	管理係長	奥山 賢一郎	4	課長補佐（兼）計画推進係長	小野寺 孝
5	課長補佐（兼）人材確保推進係長	長瀬 洋一	6	地域包括支援係長	鈴木 壽幸
7	ようご支援係長	進藤 義悦	8	課長補佐（兼）長寿福祉係長	鈴木 育子
9	課長補佐（兼）予防推進係長	船山 由紀子			

(介護保険課)

	職名	氏名		職名	氏名
1	次長（兼）課長	村上 武	2	課長補佐	寒河江 良治
3	管理係長	那須 晴美	4	課長補佐（兼）認定第一係長	栗原 典子
5	認定第二係長	沼澤 春樹	6	給付係長	五十嵐 奈美
7	介護保険料係長	槙 さおり			

(指導監査課)

	職名	氏名		職名	氏名
1	次長（兼）課長	鈴木 伸治	2	課長補佐（兼）福祉法人指導係長	阿部 浩一
3	課長補佐（兼）高齢福祉指導係長	淺井 和江			

山形市地域包括支援センター運営方針 骨子(案)

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月 山形市 長寿支援課

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的として策定するものです。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、包括的支援事業及び介護予防支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設です。（介護保険法第 115 条の 46）

山形市では、高齢者保健福祉計画に基づき日常生活圏域を定め、当該圏域毎に地域包括支援センターを設置し、当該センターの運営を受託した社会福祉法人や医療法人が、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを実施します。

3 基本的な運営方針

高齢化が進展し、認知症高齢者や高齢者のみの世帯、8050 世帯、ダブルケア、社会的孤立等複雑化・複合化した課題を抱える高齢者が増加するとともに、2040 年には団塊の世代が 90 歳以上となりピークを迎えます。

こうした中、山形市では、高齢者保健福祉計画に基づいて、中長期的な視点に立ち、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が個人としての尊厳を保ち、自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域でともに支え合い、自分らしくチャレンジできるまちづくりを進め、これまで取り組んできた地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの確立に向けた取組を更に深化・推進していきます。特に、高齢者の社会参加・介護予防・地域支え合いの推進、医療介護連携、認知症の早期発見・早期対応に向けた取組を重点的に進めながら、介護が必要になっても、住み慣れた地域の中で、本人の希望と選択に基づいて必要なサービス・支援が受けられるような地域づくりを行います。

地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う機関として、日頃から高齢者の生活状況や地域ニーズを的確に把握し、地域団体や関係機関と連携して対応します。管理責任者であるセンター長を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、それぞれの専門性を発揮するとともに、事務職員等が文書管理等の庶務業務を担うなど、効果的かつ効率的な業務体制のもと、「チームアプローチ」による包括的な支援を行います。

また、山形市では、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を推進し、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能なサービス等の情報提供等を行うほか、地域包括支援センターだけでは解決が難しい事例は、適切な支援機関と連携を図りながら支援を行います。

さらに、基幹型地域包括支援センターが地域包括支援センターの後方支援と地域包括ケアシステムの総合調整を行うことにより、地域包括支援センターが抱える課題の解決や関係機関との連携構築、地域包括支援センター職員の資質向上を図り、多職種連携を推進し、対話をを行いながら介護・介護予防・保健・医療・地域が一体となった支援を目指します。

第9期計画に基づき、これまで推進していく
た取組をさらに充実させた内容を記載します。

4 重点的に取り組む事項

(1) 介護予防・自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ・自立支援に資する適切な介護予防ケアマネジメント
- ・「元気あっぷ教室」（通所型・訪問型サービスC）からの利用による身体機能や意欲の向上
- ・「山形市介護予防モデル再構築事業」を通した生活支援コーディネーター、元気あっぷ教室事業所による支援の入口から出口まで有機的につながった効果的な支援
- ・担い手養成講座の開催や活動の場づくり、担い手と活動とのマッチングの推進

(2) 多機関協働による総合的な相談対応の推進

- ・地域包括支援センターの専門職によるチームアプローチの強化
- ・圏域内の関係機関によるネットワークの形成
- ・地域ケア会議の開催による個別ケアの実現、介護支援専門員への支援、高齢者を取り巻く地域課題の把握、地域ネットワークの構築

- ・地域課題の課題解決に向けての検討や対応
- ・「我が事・丸ごと」の相談支援

(3) 在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療・介護連携室ポピーとの連携による病院・かかりつけ医、歯科医、薬局、MSW等の医療機関・医療関係者と介護関係機関の関係づくりや理解促進
- ・病院等から退院する高齢者の円滑な地域生活への移行と医療・介護連携の更なる推進
- ・在宅療養と意思決定支援等に向けた積極的な周知啓発

(4) 認知症高齢者とその家族への支援

- ・認知症基本法の理念を踏まえた総合的な取組の推進
- ・関係機関との連携による早期発見・早期対応に向けた総合的な相談支援
- ・認知症医療ネットワークの構築による適切な支援

5 センターの4つの機能

(1) 総合相談支援業務

- ・専門職のチームアプローチによる対応
- ・多世代・多問題におよぶ相談の連携強化、地域ネットワークの構築
- ・多機関協働による包括的な支援、重層的な課題を抱える世帯の把握と世帯全体への支援
- ・家族介護者への支援

○ 実態把握

○ 地域ネットワークの構築

○ 社会資源の把握と活用

○ 介護者支援

○ 介護予防や地域支え合い意識の普及

※法改正に伴い地域包括支援センターが行う総合相談支援事業の一部をケアマネ事業者等に委託できることとなった。本市においては今後の国の通知を踏まえ、計画期間の中で必要な対応を検討していく。

(2) 権利擁護業務

- ・成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止に係る普及啓発等の権利擁護に関する相談支援
- ・「高齢者虐待対応ハンドブック」、「権利擁護活用ハンドブック」の活用

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・本人・家族が必要な時に必要なサービスを切れ目なく活用できる包括的継続的な支援

○ 関係機関とのネットワーク構築・多機関連携による支援

○ 制度横断的・包括的な支援・個別地域ケア会議の開催における多機関協働による支援

○ 介護支援専門員に対する支援

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

- ・高齢者が抱える課題と原因を明確化とその課題解決のための具体的な目標の設定
- ・「このまちで 私らしく チャレンジ！」をスローガンとした具体的な介護予防サービス計画の作成
- ・元気あっぷ教室事業者及び生活支援コーディネーターと有機的につながる適切な支援
- ・居宅介護支援事業所に委託する場合(指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を実施する場合を含む。)の必要な助言等の実施
- ・シルバー人材センターや老人クラブ活動との連携強化

厚生労働省令の改正が行われ、令和6年4月1日より指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所(介護予防ケアプラン作成等)の指定を受けることができるようになります。それに伴う地域包括支援センターによる支援などの留意点について記載。

6 防災対策の推進と感染症への対応

(1) 防災対策の推進

- ・避難行動支援全体計画に基づき、平常時からの備えや災害発生時の迅速な対応
- ・本人や家族と地域の支援者による災害時を想定した話し合いの促し

(2) 感染症対策の徹底

- ・効率的に業務を行う体制や生活に必要なサービスを継続して提供できる体制の構築
- ・オンラインによる会議や勉強会の開催、通いの場等の地域活動に対する感染予防に向けた支援

7 市や関係機関及び他地域包括支援センターとの連携

(1) 山形市との連携

(2) 基幹型地域包括支援センターとの連携

(3) 関係機関との連携促進

(4) 山形市社会福祉協議会との連携

(5) 専門職種ごとの連携

(6) 多機関連携による課題解決

8 センターの運営にかかる共通事項

(1) 職員の資質向上

(2) 個人情報の保護

(3) 業務継続に向けた取組

- ・業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練の実施等
- ・リスク発生時の対応フロー等の作成とリスクマネジメント

9 事業計画の作成

各地域包括支援センターにおいては、これまでの取組状況と今後の地域包括ケアシステム推進の方向性をふまえ、地域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、具体的な年間事業計画を作成します。その際、山形市、基幹型地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、山形市社会福祉協議会等と調整を行います。

地域包括支援センターの年間事業計画については、地域包括支援センターネットワーク連絡会で関係機関と共有しながら取り組みます。

10 自己点検・市による運営評価

本運営方針を踏まえて、地域包括支援センターの業務が適切かつ効果的に運営されているか等について、関係機関と共有しながら、地域包括支援センター職員全体で自己点検・評価を行います。山形市は、地域包括支援センターの自己評価を受け、ヒアリングを実施するとともに、地域包括ケア推進協議会の意見を踏まえ、各地域包括支援センターの業務や体制を評価します。

各地域包括支援センターは、一連の評価の取組を通じて、改善に向けた必要な対応を行います。

令和6年度地域包括支援センターの運営について

令和6年度については、以下の内容で地域包括支援センターの運営を行う。

※予算内示及び市議会議決前のため、現時点の案ですので、情報の取扱いにはご注意ください。

1 運営体制

- (1) 基幹型地域包括支援センター 1箇所
- (2) 地域包括支援センター 14箇所（変更箇所なし）

センター名称	住所	電話	(R5年度)担当地区
済生会なでしこ地域包括支援センター	長町751番地	681-7450	出羽・大郷・明治・千歳
地域包括支援センター大森	大字大森2139番地1	685-1224	楯山・高瀬・山寺
地域包括支援センター敬寿会	五十鈴三丁目6番17号	634-2309	鈴川
たきやま地域包括支援センター	大字岩波5番地	622-4577	滝山
地域包括支援センターふれあい	桜田西四丁目1番14号	628-3988	第六
山形西部地域包括支援センター	すげさわの丘46番地	646-1165	南山形・本沢・大曾根・西山形・村木沢
篠田好生会さくら地域包括支援センター	桜町2番68号	635-4165	第一・第二
地域包括支援センターかがやき	旅籠町一丁目7番23号	631-8020	第三・第四・第九
山形市社会福祉協議会 霞城北部地域包括支援センター	城西町二丁目2番22号	645-9070	第七
山形市社会福祉協議会 霞城西部地域包括支援センター	城西町二丁目2番23号	647-8010	第十・飯塚・椹沢
蔵王地域包括支援センター	蔵王半郷79番地7	688-8099	蔵王
済生会愛らんど地域包括支援センター	大字妙見寺4番地	679-3611	第五・第八・東沢
南沼原地域包括支援センター	大字沼木1129番地1	664-3080	南沼原
金井地域包括支援センター	陣場903番地	664-2181	金井

(3) 地域包括支援センター職員の配置要件の拡大について

5人目の専門職について、別表に掲げる資格及び実務経験を有する者を配置することを可能とする。また、同様に5人目の専門職について、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他これらに準ずる者）2名により1名分の常勤換算を行うことを可能とする。

資格		必要と想定される経験年数
介護支援専門員	かつ	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上 又は、介護支援専門員の業務経験が5年以上
精神保健福祉士	かつ	
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上(*) 又は、介護支援専門員の業務経験が3年以上
管理栄養士		
歯科衛生士		

*この要件により地域包括支援センター職員となる場合は、介護支援専門員の資格がなければ介護予防ケアマネジメント業務を行うことはできない。

2 業務委託料

(1) 基本委託料

令和5年度と同様に、各センターにおいて専門職4人又は5人及び事務職等1人分について基本委託料を計上する。

なお、事務職等については令和4年度から基本委託に含めており、令和4年度中は経過措置として、同一法人内他部署との兼務や短時間勤務等の事務職等職員を配置する場合には、その実情に合わせた委託契約を行っていた。令和5年度には全てのセンターで常勤職員としての事務職等の配置を行った。

令和6年度包括的支援事業業務委託

【継続】専門職3人配置のセンター（基幹型）（1ヶ所） 14,250,000円

【継続】専門職5人配置+事務職等のセンター（4ヶ所） 26,222,000円

なでしこ・山形西部・かがやき・愛らんど

【継続】専門職4人配置+事務職等のセンター（10ヶ所） 21,472,000円

上記以外のセンター

※委託料が算定される事務職等は、事務職又は専門職とする。

(2) 加算委託料

① 【継続】高齢者実態把握加算 3,000円／件

- ② 【継続】介護予防教室等実施加算 30,000 円／回
- ・1センターあたり上限6回／年
 - ・介護予防・地域支え合いの普及啓発のため、センターが各種教室や講座等を開催した場合に加算する。
- ③ 【継続】地域ケア会議開催加算 10,000 円／事例
- ・1センターあたり上限10事例／年
 - ・支援困難事例等に対しセンターが個別地域ケア会議を開催した場合や、センター主催で自立支援型地域ケア会議を開催した場合に、事例数に応じて加算する。
- ④ 【継続】重層的支援対象者実態把握加算 3,000 円／回
- ・当加算は、令和4年度より新設。センターにて65歳未満の方々の対応を行い、利用者基本情報を作成し、他支援機関に情報提供・共有を行った際に加算する。(情報提供・共有ができない又は行わない場合はその理由を利用者基本情報に記載する。)
 - ・一対象者につき年4回まで加算する。
- 〈参考〉令和5年度（4月～11月）加算件数実：57件

(3) その他委託料

- ① 【継続】住宅改修理由書作成業務委託料 2,037 円／件
- ② 【継続】要介護認定調査業務委託(在宅) 3,836 円／件
- ③ 【拡充】介護予防ケアマネジメント業務委託料（介護予防・日常生活支援総合事業）

類型	単価	根拠
ケアマネジメントA (原則的な 介護予防ケアマネジメント)		介護予防支援費相当
ケアマネジメントB (簡略化した 介護予防ケアマネジメント)	※令和6年度介護報酬 改定により、介護報酬 改定率が+1.54%と見 込まれているが、具 体的な単位数が示されて いないため現時点では 不明となっている。	ケアマネジメントAの基本単価から、 担当者会議+モニタリングに相当す る割合を差し引いた額。 ※モニタリング及び担当者会議を実 施した月はケアマネジメントAを請 求
ケアマネジメントC (初回のみの 介護予防ケアマネジメント)		初回月のみの算定
委託連携加算		委託時初回のみ算定

※審査支払業務については、引き続き国民健康保険団体連合会へ委託。

山形市ケアマネジメントに関する基本方針 骨子(案) (令和6年度～令和8年度)

令和6年3月 山形市 長寿支援課

1 基本方針策定の趣旨

介護支援専門員・地域包括支援センター職員（以下「介護支援専門員等」という。）が行うケアマネジメントは、介護保険法の理念である高齢者のQOLの向上、自立支援、介護予防、重度化防止に資するものであることが必要です。

本基本方針は、ケアマネジメントに関して、山形市（保険者）と介護支援専門員等が共通認識を持つために策定するものであり、山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「市条例」という。）に基づき、ケアマネジメントの基本的な考え方や取扱いを明確にするとともに、多様なサービスとの関わりや多機関・多職種との連携等に関する山形市の考え方を示し、ケアマネジメントの質を向上させ、介護保険法の理念の実現を目指すものです。

なお、本基本方針の対象期間は、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

2 介護保険法の理念

- 要介護者等が尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉の給付を行い、保健医療の向上・福祉の増進を図る（第1条）
- 要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付、医療・介護連携に十分配慮した支援（第2条第2項）
- 被保険者の選択に基づき、多様な事業所から総合的・効率的に支援（第2条第3項）
- 国民の努力義務＝介護予防を通じた健康の維持増進、及びリハビリテーションサービス等を通じた有する能力の維持向上…元気でいる努力（第4条第1項）

3 山形市の基本理念 <山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画(案))より>

基本理念 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進
～ 自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域で共に支え合い、自分らしく
チャレンジできるまちづくり～

上記の基本理念を踏まえ、山形市が目指す高齢者の未来像として（1）及び（2）のビジョンを、リハビリテーションサービス提供体制に関して（3）のビジョンを掲げます。

- (1) 健やかに生きがいを持って生活するためのビジョン
高齢者が自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域で支え合い、いきいきとした暮らしができている
- (2) 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活するためのビジョン
要介護者が住み慣れた地域で安心して自らの意思で望む暮らしができている
- (3) リハビリテーションサービス提供体制に関するビジョン

利用者及び医療・介護関係者が自立支援の意識を持ち、利用者が主体的に状況に応じた適切なリハビリテーションを積極的に行いながら、住み慣れた地域で自らの意思で望む暮らしができている

4 ケアマネジメントの基本的な方針

ケアマネジメントは、介護保険法の理念である「利用者の尊厳の保持」、「能力に応じた自立した日常生活」、「利用者本位のサービスの提供」の実現を図るために導入されたもので、介護保険制度の中核をなす機能です。

実施にあたっては、以下の（1）及び（2）の市条例で定めた基本方針や、（3）の留意事項を遵守してください。

（1）居宅介護支援の基本方針

条例改正後に本文抜粋を掲載

（2）介護予防支援の基本方針

条例改正後に本文抜粋を掲載

第9期計画に基づき、これまで推進していました取組をさらに充実させた内容を記載します。

（3）居宅介護支援・介護予防支援の留意事項

- ・利用者本人と課題解決に向けた具体的な目標設定の共有
- ・認知症の症状や医療の必要性等適切なサービスの主体的な利用の促進
- ・担い手として活躍できる場としての地域資源（住民主体の通いの場等）等の把握の必要性
- ・在宅生活の継続に有効なサービスの活用や効果的なサービス利用
- ・主治医等の医療機関との連携
- ・運動機能、栄養状態、口腔機能、服薬管理等について多機関連携による支援
- ・「聴こえくつきり事業」の積極的な活用
- ・地域における多様なサービス等の積極的な活用
- ・「山形市介護予防モデル再構築事業」を踏まえた入口から出口までより効果的なサービス
- ・住民主体の通いの場、老人クラブ活動等の紹介
- ・ヤングケアラーを含む家族介護者の視点

5 具体的な取扱方針

居宅介護支援等の具体的な取扱方針及び留意事項は、以下の市条例を遵守するとともに、（1）から（5）までの事項に留意したケアマネジメントを行うことを記載。

① 山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
＜第15条、第16条各号に基づく対応＞

② 山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
＜第32条、第33条、第34条各号に基づく対応＞

（1）多機関・多職種連携による支援

- ・日頃からの情報交換を通して、専門職の連携・協働による効果的な支援につなげる
- ・医療機関との密な連携を図る
- ・「村山地域入退院支援の手引き」や「山形市入退院支援フロー（地域版）」の活用
- ・居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが連携した介護予防ケアマネジメント

厚生労働省令の改正が行われ、令和6年4月1日より指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所（介護予防ケアプラン作成等）の指定を受けることができるようになります。それに伴う地域包括支援センターと居宅支援事業所の連携による留意点について記載。

（2）地域ケア会議の活用（自立支援型地域ケア会議／個別地域ケア会議）

- ・「個別地域ケア会議」と「自立支援型地域ケア会議」の活用と積極的な参加

（3）ケアマネジメントの質の向上と人材育成

- ・圏域毎の情報交換会、自立支援型地域ケア会議、介護支援専門員等を対象とした研修会への参加や、特定事業所加算の対象となる取組

（4）高齢者の避難体制の確保

- ・本人や家族等と共有するとともに、災害発生時には関係機関と連携し、迅速な支援の実施、災害時に避難支援を要する要介護認定を受けた高齢者に対する個別避難計画の作成支援

（5）感染症・災害対策と継続的なサービス提供

- ・業務継続計画（B C P）に基づく、支援体制の構築
- ・感染予防に留意した、オンラインによる会議や研修会への参加等効果的な実施

6 その他、参考すべき主な基準、通知、計画等

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年3月31日厚生労働省告示第196号）
- 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号）
- 山形市高齢者保健福祉計画／第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- 山形市地域包括支援センター運営方針（令和6年度～令和8年度） など
- 山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）
(指定居宅介護支援の基本取扱方針)
条例改正後に本文抜粋を掲載
- 山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（抜粋）
(指定介護予防支援の基本取扱方針)
条例改正後に本文抜粋を掲載

地域包括支援センター職員の短時間勤務制度の利用(案)について

1 概要

地域包括支援センター(以下「センター」という。)の職員について、以下の背景等により当市のセンターについても、「常勤専従」の考え方を見直す必要があると考えております。

- ・センター職員の人員確保が困難になってきていること
- ・短時間勤務制度を利用したい旨の申し出を受けた経緯があつたこと
- ・令和3年度介護報酬改定により人員配置基準における両立支援への配慮が示されたこと

一方で、センターは単年度契約ながら実際は長期的に事業を行っており、経験の長い専門職が質の高い支援を提供していることから、育児・介護休業法における短時間勤務を認めることにより、市民サービスの低下をきたすことのないよう、短時間勤務を行うセンター職員がいる場合において、市民サービスの質を維持しながら、仕様書等に定めるセンターの職員配置基準を満たすための考え方を示すものです。

2 法令等における短時間勤務制度の規定及び考え方

(1) 育児・介護休業法における規定

育児・介護休業法において、以下の通り事業主は3歳未満の子を養育する従業員について短時間勤務制度を設けることとなっており、各センターにおいても、受託法人にて規定を設けております。

○育児・介護休業法

第23条 事業主は、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。

(2) 令和3年度介護報酬改定

令和3年度介護報酬改定により、人員配置基準における両立支援への配慮ということで、「常勤」の定義が改正され、「育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や短時間勤務等を行う場合」についても「常勤」として取り扱うことが可能となっております。

3 市の仕様書における規定

○包括的支援事業業務委託仕様書

4 業務実施体制

(2) 受託者は、委託業務の目的達成のため管理責任者(センター長)を定めるとともに、委託業務及びセンターが行うその他の業務に専ら従事する職員として次に掲げる者を常勤で配置しなければならない。

仕様書において求める「常勤専従」とは、一般的には労働基準法第32条で定めている1週間40時間、1日8時間を限度としており、具体的には各センターにおける常勤職員の所定の勤務時間で勤務することをいいます。

4 短時間勤務制度利用(案)

(1) 原則

職員が育児・介護休業等を取得することがあらかじめ分かっているのであれば、委託業務として仕様書を満

たすために、常勤専従で勤務できる代替職員の配置による対応を行います。

(2) 利用案

人員確保が困難などの理由により、原則での対応が難しい場合については、まずは以下の①での対応を検討すること。それでも対応が難しい場合については以下の②の対応により例外として認めることとします。

いずれの場合であっても、あらかじめ市に相談の上実施します。

① 常勤換算での対応

3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他これらに準ずる者)2名により1名分の常勤換算を行うことが可能です。その場合、地域包括ケア推進協議会での承認が必要となります。

なお、令和5年1月4日付け「地域包括支援センターにおいて方針に基づき配置する5人目の専門職の扱いについて」により、専門職5人配置の地域包括支援センターにおける5人目の専門職については、地域包括ケア推進協議会での承認は不要としたところです。

② 【新設】常勤換算での対応ができない場合

常勤換算での対応が法人としてできない場合については、各センター1名につき以下の条件を満たす場合に例外的に育児・介護休業法に基づく短時間勤務職員についても常勤職員として認めることとします。

- ・短時間勤務制度を利用するまで過去10月以上の期間継続的にセンターに配置されていた職員である
こと(育児短時間勤務の場合は出産・育児休業を取得するまで)
- ・専門職の人材確保ができないことや経験のある専門職がないことなど、代替職員の配置が難しいこと

(3) 手続き等

あらかじめ市と協議したうえで、センターから市へ任意の様式により協議書を提出してもらい、市にて提出された書類を確認し、承認等の旨を返答することとします。

(報告文書みだし例:地域包括支援センター職員の育児短時間勤務の利用について(協議))

(4) 委託料について

委託料については、仕様書の水準を満たしていただくことを前提に減額は行わないこととします。

5 適用開始予定日

令和6年4月1日

**センターの設置者が指定介護予防支援に係る業務の一部を委託することができる
指定居宅介護支援事業者の承認に関することについて**

【追加事業所(4事業所)】

●市外3事業所

事業所情報	事業所名	スマートライフ　かいごの窓口
	事業所番号	0670401801
	所在地	山形県米沢市駅前一丁目1番110号
	指定年月日	平成28年1月1日
事業者情報	事業者名	株式会社スマートライフ
	所在地	山形県米沢市駅前一丁目1番110号
	事業所数 (居宅含)	3箇所
	サービスの種類 居宅介護 支援以外	・通所介護 ・訪問介護
介護保険以外の事業		なし

事業所情報	事業所名	介護相談所テラ
	事業所番号	0270304348
	所在地	青森県八戸市諏訪二丁目25-21
	指定年月日	令和5年4月20日
事業者情報	事業者名	合同会社 互楽
	所在地	青森県八戸市諏訪二丁目25-21
	事業所数 (居宅含)	1箇所
	サービスの種類 居宅介護 支援以外	
介護保険以外の事業		なし

事業所情報	事業所名	あつたかいご支援センター指定居宅介護支援事業所	
	事業所番号	0370101578	
	所在地	岩手県盛岡市肴町 2 番 31 号	
	指定年月日	平成 16 年 4 月 1 日	
事業者情報	事業者名	株式会社サンメディカル	
	所在地	岩手県盛岡市肴町 2 番地 31 号	
	介護保険事業	事業所数 (居宅含) サービスの種類 居宅介護 支援以外	4 箇所 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具貸与、特定介護 福祉用具販売・介護予防福祉用具販売
	介護保険以外の事業	なし	

●市内 1 事業所

事業所情報	事業所名	ケアコンサルティングオレア山形	
	事業所番号	0670105006	
	所在地	山形市上町二丁目 9-22	
	指定年月日	令和 4 年 12 月 15 日	
事業者情報	事業者名	株式会社エヌ・リンク	
	所在地	福島県いわき市小名浜字丹波沼 111 番地の 1	
	介護保険事業	事業所数 (居宅含)	2 箇所
	介護保険以外の事業	サービスの種類 居宅介護 支援以外	地域密着型通所介護 障がい児通所支援、障がい児相談支援、自動車販売 等

指定介護予防支援事業の受託可能事業所一覧

県内

参考資料5-1

令和5年12月1日現在

山形市		市 内 計 74 件
1 山形市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	61 訪問看護ステーションなないろ	
2 さくらパレス指定居宅介護支援事業所	62 居宅介護支援事業所かけはし	
3 蔵王やすらぎの里指定居宅介護支援事業所	63 ふくふくケアプランセンター	
4 指定居宅介護支援事業所愛日荘	64 いちまる居宅介護支援事業所	
5 総合福祉施設いきいきの郷	65 居宅介護支援事業所わが家	
6 指定居宅介護支援事業所すけざわ	66 居宅介護支援事業所心音	
7 篠田指定居宅介護支援事業所	67 スマイルプランセンター心意気	
8 ニチイケアセンター山形	68 居宅介護支援事業所あいら	
9 山形市社会福祉協議会うるしやま居宅介護支援事業所	69 あすなろ居宅介護支援事業所	
10 みこころの園指定居宅介護支援事業所	70 医心館 居宅介護支援事業所山形Ⅱ	
11 株式会社あっぷるケアサービス	71 居宅介護支援事業所つばさ北町	
12 とかみ共生苑指定居宅介護支援事業所	72 居宅介護支援事業所ゆうじん	
13 敬寿園居宅介護支援事業所	73 居宅介護支援事業所いろは	
14 サンシャイン大森居宅介護支援センター	74 ライフサポートセンターめだか山形南	
15 指定居宅介護支援事業所ながまち荘	市 内 計 74 件	
16 あかねヶ丘ケアセンターあかねヶ丘居宅介護支援事業所	天 童 市	
17 指定居宅介護支援事業所サニーヒル菅沢	1 指定居宅介護支援事業所あこがれ	
18 指定居宅介護支援事業所サニーヒル山寺	2 多田木工製作所ホームバリューワン店指定居宅介護支援事業所	
19 なごみの里指定居宅介護支援事業所	3 居宅介護支援事業所つばさ天童	
20 愛和ケアセンター	4 SOMPOケア天童居宅介護支援	
21 居宅介護支援事業所訪問看護ステーションやまがた	上 山 市	
22 湖山病院ケアプランセンター	1 指定居宅介護支援事業所ケアサポート藏王(みゆき会)	
23 指定居宅介護支援事業所済生会山形訪問看護ステーション	2 指定居宅介護支援事業所みずほ	
24 笠原整形外科居宅介護支援センター	3 医療法人社団須田医院須田整形外科医院	
26 居宅介護支援事業所六日町あいあい	4 居宅介護支援事業所はらだ	
27 居宅介護支援事業所くろさわ	5 上山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	
29 いすみケアセンター居宅介護支援事業所	6 居宅介護支援事業所 ながすず	
30 居宅介護支援事業所 馬見ヶ崎	7 SOMPOケア上山居宅介護支援	
31 山形徳洲会介護センター	8 いちまる上山居宅介護支援事業所	
32 指定居宅介護支援事業所たきやま	山 辺 町	
33 居宅介護支援事業所つばさ	1 メルヘン指定居宅介護支援事業所	
34 介護福祉施設 燐燐	2 スマイルやまとべ居宅介護支援事業所	
35 アエル介護サービス	中 山 町	
36 山形ケアセンターそよ風	1 ケアプランセンターふらむ	
37 ソーレケアセンター花椿	寒 河 江 市	
38 指定居宅介護支援事業所よつば	1 寒河江やすらぎの里指定居宅介護支援事業所	
39 エ・アロール コンストラクション・マネジメント	2 寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	
40 居宅介護支援事業所 けやきの森	3 居宅介護支援事業所つつじ	
41 ライフサポートセンターめだか	4 長岡観音福祉相談センター西村山介護計画室	
42 居宅介護支援事業所さくらホーム山形	新 庄 市	
43 居宅介護支援事業所桜の木	1 ケアワーク新庄居宅介護支援事業所	
44 あんずの家居宅介護支援事業所	2 医療法人徳洲会 新庄徳洲会介護センター	
45 楽聖ケアプランセンター	朝 日 町	
46 ゴールデンスタッフ山形居宅介護支援センター	1 ふれあい荘指定居宅介護支援事業所	
47 居宅介護支援事業所 福寿乃郷	南 阳 市	
48 ケアプランセンターEMIO	1 公徳会居宅介護支援事業所	
49 至誠堂ケアプランセンターみらい	2 南陽市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	
50 ケアプランセンターすみれ	米 沢 市	
51 居宅介護支援事業所 くるみ	1 サンプラザ米沢居宅介護支援センター	
52 指定居宅介護支援事業所 虹	2 樂らくケアセンター居宅介護支援事業所	
53 セントケア訪問看護ステーション山形	3 ケアプランセンターなごみ	
54 グラシアスケアプランセンター	4 成島園ケアプランセンター	
55 ほほみ介護	5 サンファミリア米沢居宅介護支援センター	
56 SOMPOケア山形あかねヶ丘居宅介護支援	鶴 岡 市	
57 SOMPOケア山形桜田居宅介護支援	1 瑞穂の郷 ケアプランセンター	
58 居宅介護支援事業所結いの和	2 支援センター温寿荘	
59 居宅介護支援事業所あかしや共生苑	3 ケアプランセンターひだまり	
60 萬屋薬局ケアプランセンター松の実	4 永寿荘居宅介護支援センター	

酒田市	川西町
1サン・シティ指定居宅介護支援事業所	1在宅介護支援センターそよ風の森
2ニチイケアセンター酒田	河北町
高畠町	1社会福祉法人河北町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
1オフィス山形居宅介護支援事業所	小国町
長井市	1ケアプランセンターくるみ
1寿泉荘居宅介護支援事業所	市外計40件

県外

北海道	東京都
1はるとりの里居宅介護支援事業所	1有限会社白鷺介護サービス
2清幌園居宅介護支援事業所	2多摩済生ケアセンター
岩手県	3居宅介護支援センターひまわり
1医療法人共生会松園第一病院指定居宅介護支援事業所	4なでしこプランセンター
宮城県	神奈川県
1セントケア仙台	1ケアセンターあさひ
2総合福祉ツクイ太白	2指定居宅介護支援事業所かけはし
3大崎市社会福祉協議会古川中央居宅介護支援事業所	3介護老人保健施設ほほえみの丘
4エハーブリーンシティ・寺岡居宅介護支援事業所	千葉県
5すみれ居宅介護支援事業所	1ちばコープおたがいさま船橋介護センター
6居宅介護支援事業所泉翔の里	2ケアサポートたちはな
7みちのく介護支援センター	3ひばりサービス船橋センター
8エムツー居宅介護支援事業所仙台長町	4ケアプランすみれ
9アルパイン川崎	5居宅介護支援事業所沼南の里
秋田県	6ウエルケア居宅介護支援センター
1秋田市社協居宅介護支援秋田事業所	7居宅介護支援事業所星の子
2秋田けやき会居宅介護支援事業所	8医療法人社団淳英会 おゆみの居宅介護支援事業所
福島県	長野県
1指定居宅介護支援事業所かまた	1老人保健施設あららぎ
2社会福祉法人郡山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	愛知県
3ケアプランセンターらこば	1山田外科内科居宅介護支援事業所
4JA会津よつば福祉支援センターみどり	富山県
栃木県	1居宅介護支援事業所ひより
1ケアプランゆう	県外計40件
2大田原市在宅介護支援センター椿寿荘	
茨城县	
1指定居宅介護支援センターかさまグリーンハウス	
2居宅介護支援事業所 灑病院	

指定介護予防支援事業者の指定更新
について

介護保険法第79条の2の規定により、指定介護予防支援事業所の有効指定期間は6年と定められています。また市が指定することとされています。
令和6年4月1日に10事業所の指定更新があり、その実施体制は以下のとおりです。

事業者	名称	所在地	社会福祉法人恩賜財團済生会支部 山形県済生会	社会福祉法人山形 山形県山形市沖町79-1	社会福祉法人山形 山形市大森2139番地1	社会福祉法人 敬寿会 山形市諏訪町2-1-25	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団 山形市巣王半郷1366番地の2
代表者の職氏名	名称	所在地	支部長 清崎 兼	理事長 宮館 哲男	理事長 金澤 薩香	理事長 高倉 正則	理事長 高倉 正則
指定更新日	氏名	所在地	済生会なでしこ地域包括支援センター	地域包括支援センター大森	地域包括支援センター敬寿会	地域包括支援センター	たきやま地域包括支援センター
指定年月日		長町751番地	大字大森2139番地1	五十鈴三丁目6番17号	五十鈴三丁目6番17号	大字岩波5番地	大字岩波5番地
指定満了日		平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日
野口 美也子	野口 美也子	渡部 美由紀	渡部 美由紀	五十嵐 恒子	五十嵐 恒子	原田 良忠	原田 良忠
管理職者	指定介護予防支援事業所における他の職務との兼務の有無	有(保健師)	有(保健師)	有(保健師)	有(保健師)	無	無
当該事業所における管理者経験	平成27年7月1日～	令和6年1月1日～	平成31年4月1日	平成31年4月1日	平成31年4月1日	令和5年4月1日～	令和5年4月1日～
従業者の員数等(管理者含)(人)	担当職員※	その他の中間職員(事務職員等)	担当職員※	その他の中間職員(事務職員等)	担当職員※	その他の中間職員(事務職員等)	その他の中間職員(事務職員等)
※兼務は地域包括支援センター又は併設事業所等の従業者としての兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従
内訳	保健師	6	1	4	1	5	2
	社会福祉士	2		1		2	
	介護支援専門員	2		2	1	1	2
事業の利用者数の実績(令和5年12月)	230			131	221	221	231
営業日	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日、10月15日及び 国民の祝日を除く)	月曜日～金曜日 (1月1日～1月3日及び国民の祝日 を除く)	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日及び国民の祝日 を除く)	月曜日～金曜日 (1月1日～1月3日及び国民の祝日 を除く)	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日及び国民の祝日 を除く)	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日及び国民の祝日 を除く)	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日及び国民の祝日 を除く)
事業実施地域	千歳地区、出羽地区、大郷地区、明治地区	8:30～17:30	8:30～17:30	8:30～17:30	8:30～17:30	8:30～17:30	8:30～17:30
併設施設等(主なもの)	特別養護老人ホーム居宅介護支援事業所 等	特別養護老人ホームサンシャイン大森・地域密着 型特別養護老人ホーム・ショートステイセンター・ デイサービス・サーシャイン訪問看護ステーション ・居宅介護支援事業所 等	なし	なし	なし	なし	なし

指定介護予防支援事業者の指定更新
について

事業者	名称	所在地	医療法人悠愛会	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	医療法人 篠田好生会	社会医療法人 松柏会
管理者	代表者の職氏名	所在地	山形市桜田西四丁目1番14号	山形市藏王半郷1366-2	山形市桜町2番63号	山形県山形市桜町7番44号
管理者	管理者の職氏名	所在地	理事長 大島扶美	理事長 高倉 正則	理事長 篠田 哲男	理事長 中島 幸裕
管理者	管理者の職氏名	所在地	地域包括支援センターふれあい	山形西部地域包括支援センター	篠田好生会さくら地域包括支援センター	地域包括支援センターかがやき
管理者	管理者の職氏名	所在地	桜田西四丁目1番14号	すげさわの丘46番地	桜町2番68号	旅館町一丁目7番23号
指定年月日		指定年月日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日
指定満了日		指定満了日	令和6年3月31日	令和6年3月31日	令和6年3月31日	令和6年3月31日
指定更新日		指定更新日	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日
管理者 ※兼務は地域包括支援センター又は併設事業所等の從業者 との兼務の有無 当該事業所における管理者経験	氏名	工藤 美樹	大沼 博	川窪 のり子	佐川 後司	有(社会福祉士)
	担当職員	有(主任介護支援専門員)	無	無	無	有(社会福祉士)
	担当職員	有(主任介護支援専門員)	無	無	無	有(社会福祉士)
	担当職員	令和4年12月1日～	R5年4月1日～	平成24年4月1日～	平成24年4月1日～	令和4年4月1日～
事業所 ※兼務は地域包括支援センター又は併設事業所等の從業者 との兼務の有無 当該事業所における管理者経験	従業者の員数等(管理者含)(人)	担当職員※ 専従	その他の中間職員 (事務職員等) 兼務	担当職員※ 専従	その他の中間職員 (事務職員等) 兼務	担当職員※ (事務職員等)
	内訳	保健師	4	1	7	2
	内訳	社会福祉士	1	1	2	2
	内訳	介護支援専門員	1	2	1	2
事業の利用者数の実績(令和5年12月)		158		210	140	245
営業日		月曜日～金曜日 (12月31日～1月3日及び国民の祝日を除く)	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日及び国民の祝日を除く)	月曜日～土曜日まで (12月31日～1月3日を除く)	月曜日～金曜日 (12月31日～1月3日を除く)	月曜日～金曜日 (12月31日～1月3日を除く)
事業実施地域		第六地区	第六地区	南山形、本沢、西山形、 村木沢、大曾根地区	第一地区・第二地区	第三地区・第四地区・第九地区
併設施設等(主なもの)	介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 等	介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 等	介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 等	篠田総合病院・篠田指定居宅介護支援事業所・篠田訪問看護ステーション等	老人保健施設 通所リハビリテーション 診療所 老人保健施設 通所リハビリテーション 訪問看護 居宅介護支援事業所等	

指定介護予防支援事業者の指定更新
について

		9	10
(事由 申請者 業者)	名称 所在地	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 山形市城西町二丁目2番22号	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 山形市城西町二丁目2番22号
代表者の職氏名	会長 高倉 正則	会長 高倉 正則	会長 高倉 正則
名称	山形市社会福祉協議会 霞城北部地域包括支援センター	山形市社会福祉協議会 霞城西部地域包括支援センター	山形市社会福祉協議会 霞城西部地域包括支援センター
所在地	城西町二丁目2番22号	城西町二丁目2番22号	城西町二丁目2番22号
指定年月日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日
指定満了日	令和6年3月31日	令和6年3月31日	令和6年3月31日
指定更新日	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日
氏名	佐藤 美樹	佐藤 美樹	佐藤 佳代子
管理者 管理者 当該事業所における管理者経験	指定介護予防支援事業所における他の職務との兼務の有無 地域包括支援センターの従業者との兼務の有無 当該事業所における管理者経験	有(社会福祉士) 有(社会福祉士) 有(社会福祉士)	有(社会福祉士) 有(社会福祉士) 有(社会福祉士)
従業者の員数等(管理者含)(人)	担当職員※ 専従 内 保健師 社会福祉士 内 訪 介護支援専門員	その他職員 (事務職員等) 兼務 専従 1 1 2 1	担当職員※ 専従 事務 事従 4 1 1 2 1
事業所 ※兼務は地域包括支援センター又は併設事業所等の従業者としての業務	事業の利用者数の実績(令和5年12月)	110人	182
営業日	月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日、12/29~1/3を除く)	月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日、12/29~1/3を除く)	月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日、12/29~1/3を除く)
事業実施地域	第十七地区	8:30~17:30	8:30~17:30
併設施設等(主なもの)	居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 等	山形市第十地区・飯塚地区 植沢地区 訪問介護事業所 等	居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 等

令和5年度地域包括支援センターの相談実績等について

資料7

1. 総合相談支援業務

【地域包括支援センターごとの相談件数】※4~11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
なでしこ	211	282	71	34%
大森	81	93	12	15%
敬寿会	245	228	▲ 17	-7%
たきやま	225	253	28	12%
ふれあい	215	220	5	2%
山形西部	359	393	34	9%
さくら	290	298	8	3%
かがやき	298	341	43	14%
霞城北部	292	275	▲ 17	-6%
霞城西部	360	353	▲ 7	-2%
蔵王	236	274	38	16%
愛らんど	233	250	17	7%
南沼原	264	243	▲ 21	-8%
金井	201	241	40	20%
計	3,510	3,744	234	7%

【相談内容】

※4~11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
一般介護予防	95	101	6	6%
総合事業	324	374	50	15%
介護保険	1,947	2,065	118	6%
認知症	454	475	21	5%
市保健福祉	95	112	17	18%
障がい福祉	32	57	25	78%
生活保護・生活困窮	58	57	▲ 1	-2%
医療	249	330	81	33%
住まい	148	144	▲ 4	-3%
権利擁護	95	113	18	19%
民間サービス・情報問合わせ等	259	224	▲ 35	-14%
地区行事・サロン	88	128	40	45%
安否確認	149	96	▲ 53	-36%
苦情全般	22	24	2	9%
仕事と介護の両立	8	6	-2	-25%
ごみ問題	9	14	5	56%
多頭飼育	7	3	-4	-57%
8050問題	8	13	5	63%
ダブルケア	1	1	0	0%
65歳未満の方	53	65	12	23%
その他	255	228	▲ 27	-11%
計	4,356	4,630	274	6%

【地域包括支援センターごとの相談内容内訳】※4~11月の件数を比較

	一般介護予防	総合事業	介護保険	認知症	市保健福祉	障がい福祉	生活保護	医療	住まい	権利擁護	民間サービス
なで しこ	R4年度	18	23	125	28	1	2	2	9	8	1
	R5年度	7	26	175	29	6	5	1	22	11	6
大森	R4年度	0	2	53	9	2	3	1	0	3	2
	R5年度	2	1	72	6	1	0	2	2	1	4
敬寿 会	R4年度	3	27	165	53	11	0	3	13	7	2
	R5年度	0	36	153	42	5	3	2	11	9	4
たき やま	R4年度	9	17	102	28	5	2	2	5	13	13
	R5年度	7	40	123	18	0	3	2	11	17	6
ふれ あい	R4年度	4	24	124	31	9	1	3	9	6	6
	R5年度	17	14	107	24	3	2	3	12	5	3
山形 西部	R4年度	6	38	153	32	6	2	6	31	13	11
	R5年度	13	29	167	46	12	8	3	67	11	11
さくら	R4年度	2	3	189	45	6	7	7	20	9	14
	R5年度	6	13	188	50	4	2	4	29	14	14
かが やき	R4年度	17	30	180	53	13	2	10	55	37	9
	R5年度	21	64	227	66	19	4	10	59	22	15
霞城 北部	R4年度	1	29	169	22	4	1	5	18	16	4
	R5年度	0	30	127	46	16	11	2	12	3	5
霞城 西部	R4年度	13	14	172	27	8	3	4	20	11	9
	R5年度	3	19	166	17	12	5	7	34	13	19
蔵王	R4年度	3	44	162	33	6	4	3	35	14	7
	R5年度	0	24	176	25	4	5	8	30	11	3
愛ら んど	R4年度	8	26	137	24	6	0	4	11	3	6
	R5年度	12	20	150	32	3	2	4	18	9	13
南沼 原	R4年度	7	28	142	49	11	2	6	9	7	10
	R5年度	2	21	147	31	14	4	6	17	10	4
金井	R4年度	4	19	74	20	7	3	2	14	1	1
	R5年度	11	37	87	43	13	3	3	6	8	6

	地区行事・サロン	安否確認	苦情全般	仕事と介護	ごみ問題	多頭飼育	8050	ダブルケア	65歳未満	その他
なで しこ	R4年度	12	7	1	2	0	0	2	0	3
	R5年度	15	7	7	1	0	0	2	0	4
大森	R4年度	0	3	0	0	0	2	0	0	3
	R5年度	0	2	0	0	0	0	1	0	0
敬寿 会	R4年度	1	4	6	1	1	0	0	0	3
	R5年度	0	4	0	0	0	0	1	0	37
たき やま	R4年度	5	5	3	0	0	0	0	0	1
	R5年度	15	4	2	0	0	0	0	0	5
ふれ あい	R4年度	5	1	3	0	1	1	0	0	4
	R5年度	8	8	3	0	4	1	1	0	38
山形 西部	R4年度	23	56	0	1	2	3	3	0	7
	R5年度	41	22	0	2	1	1	3	0	10
さくら	R4年度	1	10	0	2	0	0	3	0	3
	R5年度	1	17	2	0	1	0	1	1	8
かが やき	R4年度	1	10	2	0	1	0	0	1	13
	R5年度	4	8	4	1	6	1	0	0	13
霞城 北部	R4年度	0	3	3	0	2	1	0	0	4
	R5年度	1	5	1	0	0	0	0	0	10
霞城 西部	R4年度	11	26	0	1	1	0	0	0	1
	R5年度	21	8	1	0	0	0	3	0	0
蔵王	R4年度	5	7	0	0	0	0	0	0	5
	R5年度	5	3	0	0	2	0	0	0	6
愛ら んど	R4年度	3	9	1	0	1	0	0	0	4
	R5年度	6	4	3	1	0	0	1	0	2
南沼 原	R4年度	4	6	3	1	0	0	0	0	4
	R5年度	1	2	0	0	0	0	0	0	10
金井	R4年度	17	2	0	0	0	0	0	0	1
	R5年度	10	2	1	1	0	0	0	0	18

R4年度 4,356
R5年度 4,630

【相談経緯】

※4~11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
本人	495	460	▲ 35	-7%
家族等(家族等介護者以外)	448	464	16	4%
家族等介護者	790	914	124	16%
民生委員・福祉協力員・近隣住民・町内会	521	570	49	9%
ケアマネジャー・サービス事業所・医療機関	800	857	57	7%
行政機関(福祉関係部署)	102	155	53	52%
行政機関(その他)	18	19	1	6%
労働局・ハローワーク	2	0	▲ 2	-100%
地域包括支援センター	62	62	0	0%
警察交番	50	34	▲ 16	-32%
認知症初期集中支援チーム	13	13	0	0%
認知症地域支援推進員	3	0	▲ 3	-100%
在宅医療・介護連携室	1	5	4	400%
生活支援コーディネーター	33	23	▲ 10	-30%
成年後見センター等	9	10	1	11%
障がい者相談支援センター	36	34	▲ 2	-6%
住宅関連事業所	12	6	▲ 6	-50%
民間事業者	23	14	▲ 9	-39%
福祉まるごと相談員・CSW	41	44	3	7%
その他	53	62	9	17%
計	3,512	3,746	234	7%

【相談後の連絡・調整件数】

※4~11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
本人・家族等	28,812	27,653	▲ 1,159	-4%
民生委員	1,448	1,367	▲ 81	-6%
福祉協力員	312	365	53	17%
地区社協・町内会	531	634	103	19%
近隣住民	181	174	▲ 7	-4%
ケアマネジャー	6,430	6,661	231	4%
各種介護サービス事業者	15,482	14,478	▲ 1,004	-6%
医療機関・薬局	3,429	3,450	21	1%
行政機関(福祉関係部署)	4,518	4,662	144	3%
行政機関(その他)	293	322	29	10%
労働局・ハローワーク	0	3	3	-
警察・交番	238	208	▲ 30	-13%
地域包括支援センター	635	549	▲ 86	-14%
認知症初期集中支援チーム	413	371	▲ 42	-10%
認知症地域支援推進員	57	133	76	133%
在宅医療・介護連携室	19	44	25	132%
生活支援コーディネーター	747	726	▲ 21	-3%
成年後見センター等	344	342	▲ 2	-1%
障がい者相談支援センター	316	297	▲ 19	-6%
住宅関連業者	316	245	▲ 71	-22%
民間事業者	232	260	28	12%
福祉まるごと相談員・CSW	688	523	▲ 165	-24%
その他	307	302	▲ 5	-2%
計	65,748	63,769	▲ 1,979	-3%

【実態把握の状況】

※4～11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
高齢者実態把握等	2,055	2,168	113	5%
元気あっぷ終了者実態把握	25	49	24	96%
重層的支援対象者実態把握	47	39	-8	-17%

【介護予防教室の開催状況】

※4～11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
自主開催	95	74	▲ 21	-22%
共催	107	143	36	34%
依頼	124	150	26	21%

【各地域ケア会議等の開催状況】

※4～11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
個別地域ケア会議の開催(事例数)	52	55	3	6%
自立支援型地域ケア会議(事例数)	22	40	18	82%
圏域ネットワーク連絡会	23	21	▲ 2	-9%
地区ネットワーク連絡会	24	33	9	38%

【担当地区内で開催された会議等への参加状況】

※4～11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
民生委員が主催する会議等への参加	143	146	3	2%
その他の地域関係者・団体が主催する会議等への参加	259	269	10	4%

【認知症サポーター養成講座の開催状況】

※4～11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
実施回数(回)	25	34	9	36%
受講人数(人)	792	943	151	19%

2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【介護支援専門員に対する研修会等の開催状況】

※4～11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
介護支援専門員のネットワーク構築・活用に係る会議等の開催	31	30	▲ 1	-3%
介護支援専門員に対する事例検討会や研修会の開催	17	24	7	41%

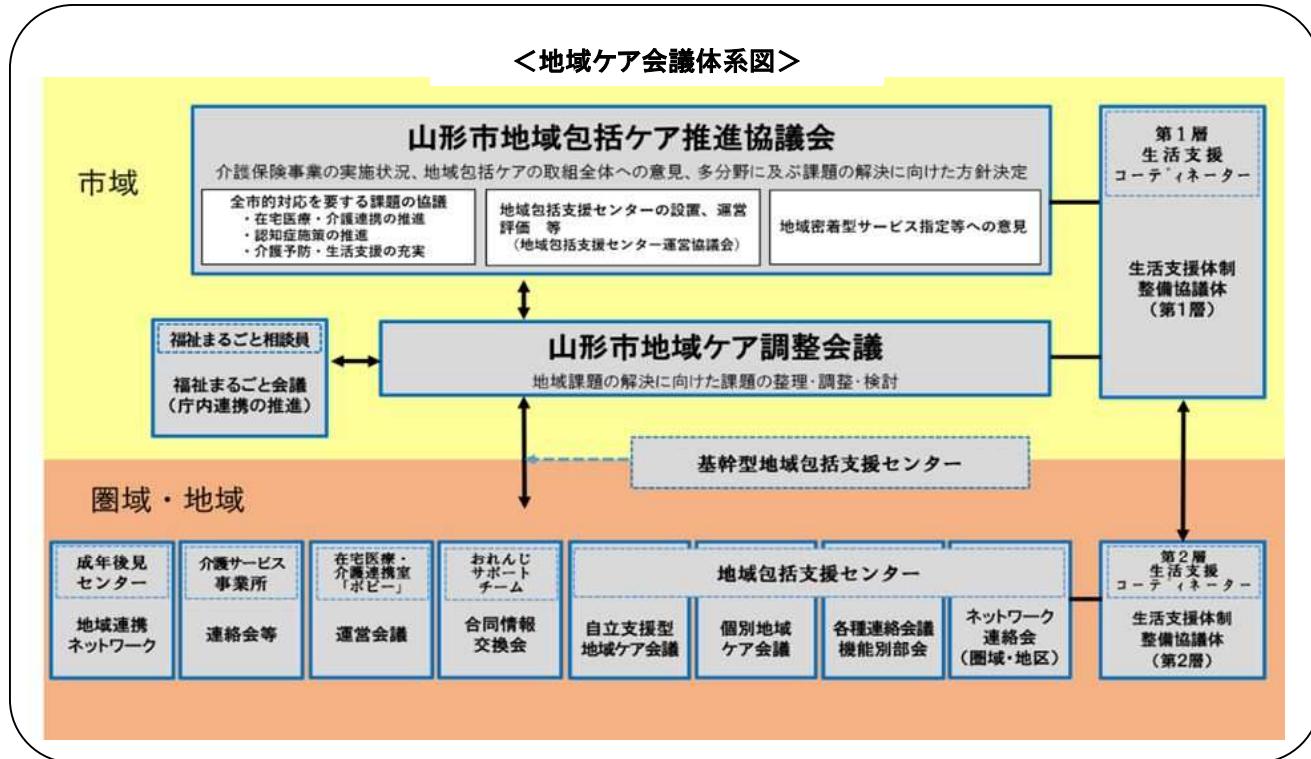
3. 介護予防ケアマネジメント業務

【介護予防サービス・支援計画書作成数】

※4～11月の件数を比較

	R4年度	R5年度	増減	前年度比
介護予防支援	包括	1,064	1,117	53
	委託	169	235	66
ケアマネジメントA	包括	740	729	▲ 11
	委託	70	71	1
ケアマネジメントB	包括	56	48	▲ 8
	委託	1	0	▲ 1
ケアマネジメントC	包括	13	11	▲ 2
	委託	0	0	0%
合計	包括	1,873	1,905	32
	委託	240	306	66

山形市地域ケア調整会議における協議内容について



今年度、標記の会議を2回開催（R5.7.27、R5.12.8）し、以下の地域課題について協議しましたので報告します。

1 会議構成

介護保険事業所連絡会、地域包括支援センター（機能別部会代表）、基幹型地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、在宅医療・介護連携室ボピー、おれんじサポートチーム、多機関協働支援センター、山形市介護保険課、山形市指導監査課、山形市長寿支援課

2 協議内容

(1) 山形市におけるアドバンスケアプランニング（人生会議）普及啓発及び「いっぷぐかーど」の活用について
開始:令和5年12月

在宅医療・介護連携室ボピー	新規協議
---------------	------

【概要】

人生会議の普及啓発について、ボピーと山形西部地域包括支援センターが作成した気軽に住民が話し合うきっかけとなる「いっぷぐかーど」が、山形西部圏域を中心に、住民より高い評価を得ている。この取組みを市全域に広げていくことで、さらなる普及啓発が期待できるため、今後関係機関がどのように連携して対応できるかを協議した。

【協議結果及び取り組み状況】

提案のとおり、実際の活用事例から人生会議のきっかけとして活用できると好評の声が多く、市全域で活用するための展開方法について検討していくこととなった。

活用にあたり「いっぷぐかーど」の増版について、他機関が役割分担しながら作成できるか、助成制度を活用できないか等を検討し、実際に講座で対応するファシリテーターについては、担い手の範囲、研修の内容、地域活動におけるファシリテーターの役割等を検討していくこととなった。

<「いっぷぐかーど」とは?>

手作業で作成したトランプのセット。通常のトランプの形式（スートと数字）に加えて、各カードには、それぞれ異なる質問が記載されている。

通常のババ抜きのルールと同じように、他の参加者からカードを一枚引き、自分の手札に同じ数字のカードがあれば、それら二枚を捨てる際に、二枚のカードに記載された質問のうち一つの質問について話をすることが大きな特徴である。他者に自身の人生について話すハードルが下がるため、人生会議の入り口の取組といえる。

(2) ケアマネジャーと主治医・薬局がよりやりとりしやすい環境に向けた取組について

開始:令和4年8月 終了:令和5年12月

市長寿支援課地域包括支援係

協議終了

【概要】

高齢者の自立支援に向け、ケアマネジャー（以下、CM）と主治医・薬局がよりやりとりしやすい環境を構築できるよう、CMや薬剤師等の高齢者の支援にかかる関係者でワーキンググループを構成し、現状把握のためのアンケートを市内のCMや薬剤師向けに実施した。その中で、連携していくことやお互いの役割の理解の必要性が見えた。それをふまえ、双方の役割と連携促進のためのチラシを作成し、合同研修を実施した。

今後は、再度アンケートを実施し、連携の促進につながったか検証を行うとともに、合同研修のようなつながりの機会を継続していく。

【取り組み等】

CMや薬剤師をはじめとした関係者でワーキンググループを構成し、高齢者への個別支援・対応の現状を把握するためのアンケートを、CM等と薬剤師を対象に実施した。調査結果から、「連携の必要性を感じているものの、やりとりしていない方へのアプローチやメリットの周知」、「お互いの役割の理解」等の必要性がみえ、まずは、双方の役割を理解し合うため、CMと薬剤師へ周知するためのチラシを作成した。

令和5年度に合同研修会を実施し、作成したチラシの報告や意見交換を行った。

○第2回山形市居宅介護支援事業所等研修会

テーマ：ケアマネジャー×薬剤師～お互いの気づきがチームになる！～

日時：令和5年9月14日

場所：山形市役所 庁舎11階 大会議室(集合型研修)

対象者：居宅介護支援事業所職員、小規模多機能型居宅介護事業所職員、看護小規模多機能型居宅介護事業所職員、市薬剤師会薬剤師、地域包括支援センター職員、おれんじサポートチーム職員

内容：①説明・講話：取組の経緯や目的、CMの役割、薬剤師の役割

②グループワーク：日頃の疑問・あるある、今後のさらなる連携に向けたアイデア

参加者数：160名

【結果】

合同研修会の参加者が多く好評の声が多くかったため、双方のやりとりの重要性の理解が促進できた。

今後はやりとりしやすい環境を継続していくため、継続的な研修やアンケートによるその効果検証を行っていくこととし協議を終了する。

(3) 担い手養成講座後の活動へつなげるための協力

開始:令和4年11月

第1層・2層生活支援コーディネーター

協議継続

【概要】

生活支援コーディネーターを中心として、市内で様々な担い手養成講座を開催し、担い手が養成されているが、希望する活動にさらにつなげていくには、支援する側と支援を受ける側双方のニーズを把握

することの重要性を共有した。地区ごとの支え手、受け手のニーズをふまえたうえで担い手養成と活動へのマッチングできるよう、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターやCM等の関係機関と現状を確認しながら協議を継続する。

【協議結果及び取り組み状況】

まずは、おれんじサポートチームと市社協のボランティアセンターとそれぞれの情報を共有する場を開催し、認知症サポートを含めた担い手養成後のフォローができていない現状を確認した。それをふまえ、活動場面についての相談をまとめることや各講座の体系化について検討していく。

当会議で、支援する側と支援を受ける側双方のニーズやその流れを把握したうえで、マッチングすることが大切であるという共有をしたことをふまえ、SCに福祉専門職が求める個別支援のニーズを集約するため、「ニーズ把握票」を作成し、介護事業所へ活用の周知を行っている。

令和5年度生活支援体制整備事業の実施状況について

下線部は

R5 新規・重点箇所

1 第1層・第2層生活支援コーディネーターの配置

(1) 目的・概要

地域における生活支援・介護予防に係る支え合い体制の推進のため、ボランティア・NPO・地縁組織・民間企業等多様な主体によるサービスの体制整備の構築を目的とし、生活支援コーディネーターが、サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発や基盤整備、ネットワーク構築）を行う。また、関係機関で構成する協議体を設置し、コーディネーターの組織的補完及びネットワークの構築等を行う。

(2) 人員体制

第1層：市全域を対象とする第1層生活支援コーディネーターを配置（1名）

第2層：地域包括支援センター担当圏域毎に配置（16名）

→令和5年度から第2層を2名増員（地区数の多い第1圏域及び第6圏域に1名ずつ増員）

(3) 事業内容

- ①高齢者支援のニーズと地域資源の把握と発信
- ②地域、生活支援関係機関との協議の場を設定し、地域課題及び全市的課題について協議
- ③住民主体等の支え合いの仕組みづくり
- ④生活支援の担い手の養成
- ⑤サービス・資源の開発や基盤整備に向けた取組

2 協議体の取組

(1) 第1層（全市的）における協議の場

令和3年度から、訪宅事業者や警察等と協働した高齢者見守りの取組を、第1層生活支援体制整備協議体（以下、「第1層協議体」）で協議し、山形市高齢者等見守りネットワークを構築した。

〈令和5年度の経過〉

- ①山形市への相談件数（4月～12月）：事業者から4件（R4：8件）
- ②周知・広報の状況：山形市HPに掲載中。広報やまがたR5.10.15号に掲載した。
- ③協力事業者に対する実施状況や意見のアンケート（R6.1月）
- ④高齢者等見守りネットワーク全体会を開催（R6.3月予定）
- ⑤新たなテーマの検討

生活支援コーディネーターによる「ニーズ把握票」等を通じて、市内に不足する地域資源等を第1層協議体で新たに協議すべく、検討を進めている。

(2) 第2層（各日常生活圏域）における協議の場

各日常生活圏域において、地域関係者、サービス提供主体等が参画して、地域ニーズの把握と情報の見える化、生活支援サービス創出に向けた企画、立案、方針策定、地域づくりにおける意識の共有、情報交換、各種働きかけ等の取組を行う協議体を開催した。

地域包括支援センターネットワーク連絡会、地域福祉推進会議（地区社協主催）等、既存の取組を運動・活用し、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた協議を実施した。

<令和5年度の第2層における協議の場（協議体）の主な開催例>

- ①地区社会福祉協議会の事業の一つとして協議した例
支え合いネットプロジェクト会議（第六）、南山形つむぐ会（南山形）
- ②地域福祉に関わる支援者が連携して協議した例
除雪ボランティア会議、絆づくり委員会（滝山）、高齢者支援連絡会（高瀬）

3 令和5年度の主な取組実績

(1) 地域における担い手養成等

- ①「生活支援の担い手養成研修（市主催）」等により、訪問型サービスA従事予定者、地域活動の担い手等への研修を実施。

〈令和5年度実施状況〉

市役所で3回開催（6月、10月、2月）。10月までに28名が受講。（R4：37名）

さらに、学校法人大原学園山形校で3回に分けて開催し、61名が受講。

- ②養成された担い手を活動にマッチングするため、生活支援コーディネーターと研修修了者の情報交換会を開き、地域活動の情報を提供した。また、活動を体験してもらうツアーを3月に開催予定。
- ③福祉協力員等地域の支援者向けの研修や、ボランティア養成講座を実施。
- ④講座修了者に対する活動継続の支援を実施。

(2) 社会資源把握と発信、社会資源集や事例集の作成

- ①社会資源情報をまとめた「山形市生活お役立ちガイドブック」を更新（令和5年11月）。

(3) ニーズ把握

- ①住民主体の通いの場、ふれあいいきいきサロン、我が事丸ごと地域づくりモデル推進事業の活動拠点、その他三者懇談会等の地区内会議等、住民が集まる場へ出向き、困りごとやニーズを把握。
- ②支え手、受け手のニーズを把握し、担い手養成と活動へのマッチングを図るため、生活支援コーディネーターが新たに「ニーズ把握票」を作成し、生活支援ニーズを把握。

(4) 研修、勉強会等の開催

- ①介護に不安を抱えながら働く方の介護離職を防ぐため、地区において介護離職予防講座を実施。
- ②バスの活用促進のため、全市及び地区において「バスの乗り方講座」を実施。
- ③地域と連携したスマートフォン教室を開催。
- ④地域の実情やニーズに沿った内容の福祉協力員研修を開催。

(5) 多様な生活支援サービスの創出、活動支援

- ①「地域支え合いボランティア活動支援事業費補助事業」について、高齢者を支える地域のボランティア団体等の活動へ補助金を交付。団体の立ち上げや活動継続に係る相談対応を実施。

〈令和5年度補助状況〉

運営費補助：12団体 立ち上げ補助：なし

内訳：訪問型B…6団体、訪問型D…1団体、通所型B…8団体 ※重複あり

（R4：運営費補助：13団体 立ち上げ補助：1団体）

- ②協議体や地域包括支援センター等を通じて、民間事業者やNPO等地域の多機関との情報交換・協議等を行いながら、高齢者の生活を支える多様なサービスを創出。

- ③公民館、コミセン、集会所、屋外各所を活用した住民主体の通いの場やサロンの立ち上げを支援。
- ④世代を超えた交流の拠点となる地域食堂・子ども食堂の立ち上げ、継続を支援。
- ⑤健康相談や介護相談ができる居場所の立ち上げ、継続を支援。(第一・第二(まちなか保健室))
- ⑥高齢者移動支援サービスモデル事業の実施を支援。(出羽・南沼原・蔵王)
- ⑦社会福祉法人の施設送迎車を活用した買い物支援の継続を支援。

4 今後の方向性

(1) 多様な生活支援サービスの創出等

地域ニーズを的確に把握し、地域住民・事業所・NPO等多様な主体との協議、民間企業を含めた地域の多様な主体との情報交換を行いながら、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民の生活を支える多様なサービスの創出と、既存サービスの継続について支援をする。

重層的支援体制整備事業の主旨を踏まえ、地域における既存の取組を活かしながら、既存の地域づくりの取組とつながりを持ち、世代や属性を超えて住民同士が交流し支え合う土台作りを強化する。

地域とのつながりを強化しながら、老人クラブや住民主体の通いの場、サロン、地域食堂・子ども食堂等の支え合い活動、見守り、健康づくり等の多様な活動の創出を図る。

(2) 担い手養成及び活動のマッチング

生活支援コーディネーターを中心として、市内で様々な担い手養成講座を開催し、担い手が養成されているが、希望する活動にさらにつなげていくには、支援する側と支援を受ける側双方のニーズを把握することの重要性を共有している。

今後とも、生活支援コーディネーターの「ニーズ把握票」等を通じて、地区ごとの支え手、受け手のニーズを踏まえた上で、担い手養成と活動へのマッチングができるよう、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターやケアマネジャー等の関係機関と現状を確認しながら実施する。

(3) 地域資源の見える化

我が事・丸ごと地域づくり推進事業の地域拠点との連動により、地域ニーズや資源及び地域の取組を見える化する。

情報技術（IT）を活用し、一人一人にあったサービスを便利に検索できるシステム「(仮称) 生活お役立ち情報見える化システム」を構築し、多様な資源の見える化を一層推進する。

(4) 生活支援コーディネーターの活動の見える化、評価

生活支援コーディネーターが地区ごとの活動目標を設定し、その振り返りをして活動の見える化を図る。また、目標を市や地域包括支援センター等と共有しながら、連携して地域づくりに取り組む。

(5) 第1層協議体の実施

第1層協議体に取り上げるテーマを検討する。必要に応じて、課題に関する多様な主体を招集して会議を開催する。会議では、課題の解決のための体制整備に向けた意見交換や、関わる主体の合意形成及びネットワークの構築を進める。

(6) 第2層協議体の実施

地区の実情に合わせ、新たに第2層協議体を設置、または地区ネットワーク連絡会や地域福祉推進会議等の既存の会議を第2層協議体として位置付け、第2層生活支援コーディネーターが中心となり、地区内の多様な主体が参画して地域課題の解決に向けて議論する。

山形市認知症医療ネットワークについて

1 目的

山形市医師会と協働のもと、認知症の早期発見と早期の(専門的)治療・適切な認知症ケア及び認知症状に応じた介護サービスの利用がより効果的に行われることを目指す。

2 背景・経過

- (1) 認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症疾患の確定診断や早期の専門的治療、適切な認知症ケアを一層強化する必要性から、以下の経過で対応を進めてきた。
 - (2) 意見交換会の開催（令和4年8月）

医療・介護関係者との意見交換会（参加者：市医師会長、在宅医療・介護連携室長、山形市参与、市、ポピー、地域包括支援センターなど）を実施し、認知症に関わる市内医療機関の対応や課題等を把握する必要性、ネットワークの手引き作成の必要性等を共有。
 - (3) アンケート調査の実施（令和4年10月～12月）

山形市医師会との協働により市内の病院及び医院へのアンケート調査を実施。

（結果）・市内に認知症に関する専門的な医療機関が複数存在している。

 - ・かかりつけ医では診療時間が限られているため認知症の気づきまで至らない。
 - ・連携パスのようなもの（連携のためのツール等）が必要。 等
 - (4) ガイドブックの素案作成（令和5年4月～9月）

山形市参与、山形大学医学部教授から取組内容や手引き作成に関する助言等のご協力をいただき、かかりつけ医と認知症専門医療機関のネットワーク・治療可能な認知症を見逃さない視点などを踏まえたガイドブック・連携フロー等の素案を作成。
 - (5) 認知症医療疾患センター等へ取組み内容の説明及び協力依頼

3 認知症医療ネットワーク会議の開催

【日 時】：令和5年12月15日（金）18:30～

【構成員】：山形市医師会、認知症疾患医療センター、山形大学医学部、山形市参与、在宅医療・介護連携室ポピー、おれんじサポートチーム、基幹型地域包括支援センター、山形市

【内 容】：①取組目的と経過、対応策の共有

- ②認知症早期発見・早期対応ガイドブック（素案）に関する意見交換
- ③今後のスケジュールの共有

4 今後の取組

- (1) 認知症早期発見・早期対応ガイドブックの完成（令和6年2月）

ネットワーク会議構成員のご意見を踏まえ、必要な修正のうえガイドブックを作成。

再度アンケート調査を実施し、認知症の専門医療機関の一覧を作成。
- (2) 市長による記者発表（認知症医療ネットワーク構築について）、研修会の開催（令和6年3月）

作成したガイドブックをもとに、医師及び認知症に関わる支援者へ研修を実施し、取組の周知とともにネットワーク構築を進めていく。

介護保険事業の実施状況について (令和5年10月)

その他資料

1 人口の状況 [住民基本台帳人口(外国人を含む)]

	H31.3末	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R5.10末	(人)
総人口	245,554	243,864	242,647	240,990	239,326	238,618	
40~64歳人口	80,680	80,572	80,359	80,054	79,769	79,669	
高齢者人口・高齢化率	71,438	29.1%	72,068	29.6%	72,568	29.9%	
65~74歳	33,855	13.8%	33,929	13.9%	34,594	14.3%	34,568 14.3%
75~84歳	23,968	9.8%	24,089	9.9%	23,568	9.7%	23,809 9.9%
85歳以上	13,615	5.5%	14,050	5.8%	14,406	5.9%	14,616 6.1%
							73,369 30.8%
							33,252 14.0%
							25,330 10.6%
							14,787 6.2%

2 被保険者数の推移

区分	H31.3末	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R5.10末	(人)
第1号被保険者	71,236	71,832	72,317	72,762	72,991	73,072	
65~74歳	33,781	33,858	34,527	34,509	33,531	33,190	
75~84歳	23,921	24,042	23,527	23,772	24,731	25,260	
85歳以上	13,534	13,932	14,263	14,481	14,729	14,622	
うち住所地特例	142	141	144	156	145	137	
伸び率(75歳以上)(対前年比)	1.8%	1.4%	-0.5%	1.2%	3.2%	1.1%	(対前年度末比)
第2号被保険者 ※	80,518	80,409	80,234	79,902	79,592	79,488	

※ 住民基本台帳登録者数より適用除外施設入所者等を除いた数

3 要介護認定の状況

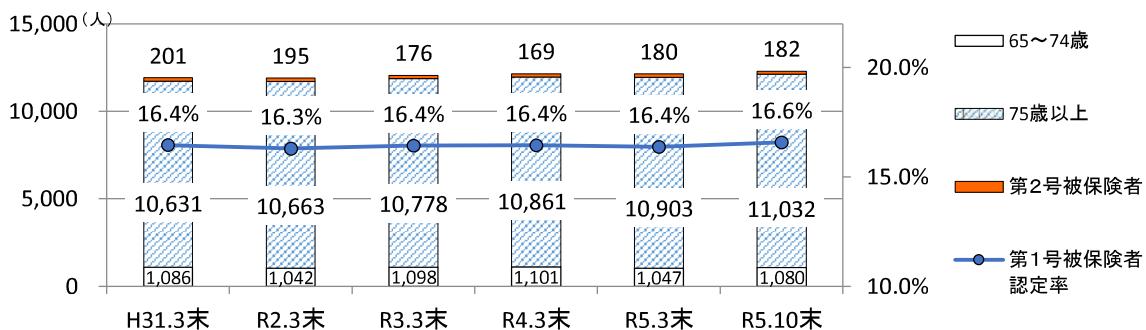
(1)要介護(要支援)認定者数の推移

区分	H31.3末	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R5.10末	(人)
第1号被保険者	11,717	11,705	11,876	11,962	11,950	12,112	
65~74歳	1,086	1,042	1,098	1,101	1,047	1,080	
75~84歳	3,495	3,416	3,332	3,334	3,277	3,361	
85歳以上	7,136	7,247	7,446	7,527	7,626	7,671	
第2号被保険者	201	195	176	169	180	182	
合計	11,918	11,900	12,052	12,131	12,130	12,294	
伸び率(第1号)(対前年比)	1.6%	-0.1%	1.5%	0.7%	-0.1%	1.4%	

(2)認定率(認定者数/被保険者数)

第1号被保険者	16.4%	16.3%	16.4%	16.4%	16.4%	16.6%
65~74歳	3.2%	3.1%	3.2%	3.2%	3.1%	3.3%
75~84歳	14.6%	14.2%	14.2%	14.0%	13.3%	13.3%
85歳以上	52.7%	52.0%	52.2%	52.0%	51.8%	52.5%

【要介護（要支援）認定者数及び認定率】



(3)介護度別認定者数の推移(2号認定含む) (人)

区分	H31.3末	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R5.10末
要支援1	1,002	1,079	1,149	1,179	1,227	1,275
要支援2	1,300	1,341	1,401	1,390	1,427	1,421
要支援計	2,302	2,420	2,550	2,569	2,654	2,696
要介護1	2,426	2,474	2,489	2,599	2,750	2,734
要介護2	2,655	2,569	2,523	2,474	2,347	2,378
要介護3	1,795	1,766	1,804	1,824	1,750	1,786
要介護4	1,482	1,529	1,631	1,670	1,656	1,707
要介護5	1,258	1,142	1,055	995	973	993
要介護計	9,616	9,480	9,502	9,562	9,476	9,598
合計	11,918	11,900	12,052	12,131	12,130	12,294

要支援・要介護の比率	支援	19.3%	20.3%	21.2%	21.2%	21.9%	21.9%
	介護	80.7%	79.7%	78.8%	78.8%	78.1%	78.1%

(4)被保険者区別・介護度別内訳(令和5年10月末) (人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	1,252	1,394	2,705	2,334	1,766	1,688	973	12,112
65～74歳	131	161	230	201	148	111	98	1,080
75～84歳	465	438	802	652	421	375	208	3,361
85歳以上	656	795	1,673	1,481	1,197	1,202	667	7,671
第2号被保険者	23	27	29	44	20	19	20	182
合計	1,275	1,421	2,734	2,378	1,786	1,707	993	12,294
構成比	10.4%	11.6%	22.2%	19.3%	14.5%	13.9%	8.1%	100.0%

4 要介護認定申請及び審査

(1)要介護認定申請件数

区分／年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5.10末
件数	11,184	9,607	7,337	10,817	11,230	5,953
(内訳)						
新規申請	3,453	3,316	3,541	3,540	3,610	2,245
変更申請	938	876	1,163	1,125	1,160	640
更新申請	6,793	5,415	2,633	6,152	6,460	3,068
(再掲)コロナ更新			797	1,929	1,879	0
申請件数対前年比	99.5%	85.9%	76.4%	147.4%	103.8%	53.0%
月平均申請件数	932	801	611	901	936	850
(うち新規申請件数)	288	276	295	295	301	321

(2)認定審査会

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5.10末
開催回数	315	257	220	322	295	162
審査判定件数	10,786	9,516	6,554	8,749	8,169	6,328
(内訳)						
新規申請	3,238	3,151	3,336	3,339	3,372	2,115
変更申請	911	871	1,075	1,073	1,124	740
更新申請	6,637	5,494	2,143	4,337	3,673	3,473
平均審査判定件数	34.2	37.0	29.8	27.2	27.7	39.1
(コロナ更新(未審査分))			773	1,915	1,923	2

5 介護サービスの利用状況

【サービス受給者数と割合】

(人)

区分／年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5.10
居宅サービス	88,427	89,376	89,299	91,058	90,341	54,277
月平均人数	7,368	7,448	7,442	7,588	7,528	7,754
地域密着型サービス	30,071	30,595	30,440	29,963	29,143	17,044
月平均人数	2,505	2,550	2,537	2,497	2,428	2,435
施設サービス	18,975	18,638	18,552	18,641	18,751	10,953
月平均人数	1,581	1,553	1,546	1,553	1,563	1,565
特養	13,766	13,765	13,778	13,812	13,814	8,004
老健	4,596	4,665	4,583	4,663	4,763	2,840
療養型	613	0	0	0	0	0
介護医療院	0	207	191	166	174	109
計	137,473	138,609	138,291	139,662	138,235	82,274

構成比	H30	R1	R2	R3	R4	R5.10
居宅サービス	64.3%	64.5%	64.6%	65.2%	65.4%	66.0%
地域密着型サービス	21.9%	22.1%	22.0%	21.5%	21.1%	20.7%
施設サービス	13.8%	13.4%	13.4%	13.3%	13.6%	13.3%
特養	10.0%	9.9%	10.0%	9.9%	10.0%	9.7%
老健	3.3%	3.4%	3.3%	3.3%	3.4%	3.5%
療養型	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
介護医療院	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

6 介護保険給付費の実績と割合（予防給付を含む）

(千円)

区分／年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5.10
居宅サービス	訪問・通所サービス (割合)	5,025,836 24.95%	5,146,467 24.98%	5,251,878 25.05%	5,304,485 25.06%	5,285,826 25.02%
	短期入所サービス (割合)	1,232,755 6.12%	1,214,223 5.89%	1,192,205 5.69%	1,187,476 5.61%	1,130,467 5.35%
	その他の単品サービス※ (割合)	2,093,916 10.39%	2,173,904 10.55%	2,208,711 10.53%	2,299,259 10.86%	2,414,945 11.43%
	福祉用具購入費 (割合)	20,614 0.10%	24,623 0.12%	22,937 0.11%	25,299 0.12%	24,906 0.12%
	住宅改修費 (割合)	61,100 0.30%	59,091 0.29%	51,462 0.25%	54,098 0.26%	50,771 0.24%
	小計 (割合)	8,434,221 41.86%	8,618,308 41.82%	8,727,193 41.62%	8,870,617 41.91%	8,906,915 42.16%
地域密着型サービス	5,473,452 (割合)	5,644,959 27.17%	5,777,246 27.39%	5,920,313 27.55%	5,868,739 27.97%	3,488,576 27.78%
	施設サービス (割合)	4,952,900 24.58%	5,010,434 24.32%	5,095,386 24.30%	5,143,435 24.30%	5,206,729 24.65%
	高額介護サービス費 (割合)	424,234 2.11%	458,839 2.23%	485,738 2.32%	489,076 2.31%	491,894 2.33%
高額医療合算介護サービス費 (割合)	66,166 0.33%	76,011 0.37%	79,758 0.38%	76,510 0.36%	79,498 0.38%	51,193 0.41%
	特定入所者介護サービス費 (割合)	776,841 3.86%	776,262 3.77%	783,277 3.74%	645,989 3.05%	550,498 2.61%
	審査支払手数料 (割合)	19,707 0.10%	21,299 0.10%	20,747 0.10%	21,309 0.10%	21,830 0.10%
計	20,147,521 100%	20,606,112 100%	20,969,345 100%	21,167,249 100%	21,126,103 100%	12,596,199 100%
	伸び率(対前年度比)	2.1%	2.3%	1.8%	0.9%	-0.2%

※その他の単品サービス (居宅療養管理指導・特定施設入所者生活介護・居宅介護(介護予防)支援)

7 山形市内の介護保険指定事業所の状況[山形県、山形市]

※休止事業所を除く。

(1) 指定居宅サービス事業所(みなし指定を除く)

	H30.4.1	R1.5.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
訪問介護(ホームヘルプ)	39	39	41	42	45	43
訪問入浴介護	5	5	5	6	6	7
訪問看護ステーション※1	15	15	22	23	26	28
訪問リハビリテーション※1	※3	1	2	2	3	3
居宅療養管理指導 ※2	※3	10	10	7	6	6
通所介護(デイサービス)	57	58	58	58	58	57
通所リハビリテーション ※1	9	9	9	8	8	8
短期入所生活介護	27	28	29	29	30	29
短期入所療養介護	4	4	4	4	4	4
特定施設入居者生活介護	15	15	15	15	16	17
福祉用具貸与	23	23	23	23	23	22
特定福祉用具販売	23	23	23	24	23	22
計	217	230	241	241	248	246

※1 病院、診療所において、みなし指定で実施するところあり。

※2 病院、診療所(歯科含む)、薬局等において、みなし指定で実施するところあり。

※3 中核市前であり、指導監査課での把握なし。

(2) 指定居宅介護支援事業所

	H30.4.1	R1.5.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
居宅介護支援	71	70	75	70	70	70

(3) 指定地域密着型サービス事業所

	H30.4.1	R1.5.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2	2	1	2
地域密着型通所介護	28	26	25	25	23	22
認知症対応型通所介護	8	7	7	8	8	8
小規模多機能型居宅介護	41	42	42	42	41	41
認知症対応型共同生活介護	20	20	21	21	21	22
地域密着型特定施設入居者生活介護		1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	16	17	17	17	17	17
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	3	4	4	4	4	4
計	118	119	119	120	116	117

(4) 介護保険施設(特養・老健・療養型)

	H30.4.1	R1.5.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
介護老人福祉施設 (定員)	15 1,230	15 1,240	15 1,264	15 1,264	15 1,286	15 1,296
介護老人保健施設(短期入所を含む) (定員)	5 429	5 429	5 429	5 429	5 429	5 429
介護療養型医療施設 (定員)	2 114	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
介護医療院 (定員)	- 114	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
計(施設数)	22	21	21	21	21	21
計(定員)	1,773	1,687	1,711	1,711	1,733	1,743

※令和元年度については、県公表のデータが5月1日から更新されている。

8 介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況

(1)総合事業対象者数の推移

(人)

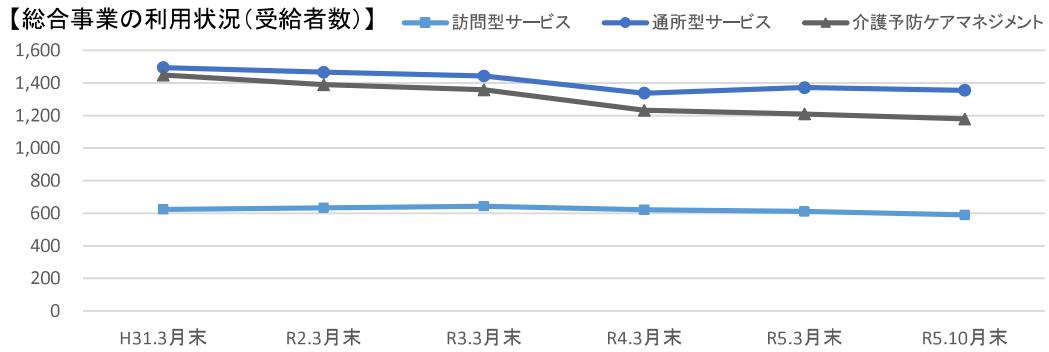
人数	H31.3月末	R2.3月末	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末	R5.10月末
要支援者	2,302	2,420	2,550	2,569	2,654	2,696
チェックリスト該当者 (介護予防ケアマネジメントを受けている者のみ)	1,065	993	938	807	766	760
計	3,367	3,413	3,488	3,376	3,420	3,456

割合	H31.3月末	R2.3月末	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末	R5.10月末
要支援者	68.4%	70.9%	73.1%	76.1%	77.6%	78.0%
チェックリスト該当者 (介護予防ケアマネジメントを受けている者のみ)	31.6%	29.1%	26.9%	23.9%	22.4%	22.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2)各年度末サービス受給者数の推移(利用月)

(人)

サービス種別	H31.3月末	R2.3月末	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末	R5.10月末
訪問型サービス	624	634	644	620	611	590
通所型サービス	1,495	1,467	1,443	1,338	1,372	1,355
介護予防ケアマネジメント	1,449	1,389	1,358	1,232	1,210	1,179



(3)給付費等の実績

(千円)

サービス種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R5.10月末
訪問型サービス	124,032	122,455	124,739	124,170	123,371	79,408
通所型サービス	431,649	408,876	422,937	418,158	419,354	271,454
介護予防ケアマネジメント	72,254	72,505	67,833	65,779	71,389	35,508
審査支払手数料	2,955	3,095	2,867	2,784	2,720	2,179
計	630,890	606,931	618,376	610,891	616,834	388,549

(4)山形市地域支え合い活動支援事業費補助金の交付実績

(箇所)

サービス種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R5.11月末
立ち上げ補助	2	1	2	1	1	0
運営補助	訪問型サービスB	7	8	8	7	6
	通所型サービスB	4	9	11	9	8
	訪問型サービスD	-	-	1	3	1

(5)住民主体の通いの場の実施状況

	平成30年度 (2月末)	令和元年度 (2月末)	R2年度 (8月末)	R3年度 (5月末)	R4年度 (2月末)	R5年度 (8月末)
通いの場の数	82	93	95	98	104	106
参加者数	1,646	1,802	1,779	1,786	1,862	1,891

